

令和 5 年度斎苑管理運営委員会 議事録

1. 日時

令和 5 年 10 月 20 日（金）15 時 00 分～15 時 30 分

2. 場所

こもれび苑 1 階会議室

3. 会議次第

1. 開会
2. 管理者あいさつ
3. 委員及び事務局紹介【資料 1】
4. 委員長の選出【資料 2】
5. 議題
こもれび苑・木之本斎苑の運営状況について【資料 3】
6. その他
7. 閉会

事務局

それでは、委員の皆様お揃いですので、定刻前ではありますが、ただいまから令和 5 年度湖北広域行政事務センター斎苑管理運営委員会を開催させていただきます。

委員の皆様には、公私とも大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また日頃は、こもれび苑及び木之本斎苑の運営に関しまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

議事に先立ちまして、センター斎苑管理運営委員会に関する規則第 5 条第 2 項の規定により、委員の過半数の出席をいただきましたので会議が成立いたしますことを併せてご報告いたします。

それでは、開会にあたりまして、当センター管理者からごあいさつ申し上げます。

管理者

本日は、公私ともご多用の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

とりわけ地元自治会の皆様方には、斎苑の管理運営にあたりまして、日頃から格別のご理解、ご協力をいただいております。この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

さて、斎苑につきましては、令和 3 年度からこもれび苑と木之本斎苑の 2 苑体制となりました。

こもれび苑につきましては、オープンから 2 年半が経過しましたが、利用者アンケートにおいても、高い評価をいただいております。

また、木之本斎苑につきましては、6 町合併の際、木之本町から長浜市に引継ぎされ、それをセンターがご預かりして運営をさせていただいておりますが、今年度末で閉鎖する予定です。閉鎖後は速やかに解体をするよう計画しています。

閉鎖するまでの期間、人生の終焉にふさわしい場所となるよう日々のおもてなしに努めているところです。

この後こもれば苑と木之本斎苑の運営状況について担当よりご説明いたしますので、ご審議いただきますよう、お願い申しあげまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

事務局

続きまして、管理運営委員会委員様のご紹介ですが、会議資料の資料 1 の委員名簿及び事務局名簿に従いまして、委員の皆様から自己紹介をお願いいたします。

【委員自己紹介】

【事務局自己紹介】

それでは、会議次第の 4 委員長および副委員長の選出へ進めさせていただきます。

【委員長の選出】

議長

この斎苑管理運営委員会につきましては、火葬場の設置および管理に関する条例に基づき、火葬場の環境の保全について審議、調査または建議することとなっております。委員の皆様の活発なご意見と慎重なご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、本日の議事につきまして円滑なる進行に皆さまのご協力をお願いします。

それでは議事に入ります。議題のこもれば苑・木之本斎苑の運営状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、こもれば苑・木之本斎苑の運営状況についてご説明させていただきます。資料 3 をご覧ください。

まず、斎苑の利用について、ご説明させていただきます。センターが管理する火葬場は、現在、新こもれば苑、木之本斎苑の 2 苑体制にて、火葬場の運営管理業務を実施しています。

こもれば苑につきましては、火葬炉を 8 基備えており、長浜市、米原市の全ての方々にご利用していただくことができます。木之本斎苑につきましては、平成 22 年からセンターが運営管理を実施しており、平成 25 年度から指定管理者制度を導入しています。

木之本斎苑のご利用にあたりましては、木之本地域をはじめ、ご希望がある余呉地域、西

浅井地域の方がご利用していただける火葬場となっており、令和 5 年度末までの稼働としております。

伊香 3 地域の方につきましては、木之本斎苑、こもれび苑のいずれもご利用していただくことができます。

次に斎苑の利用方法についてですが、こもれび苑には 24 時間火葬予約受付が可能となる予約システムを導入し、予約から火葬までを一括に管理することができます。この予約システムは、火葬予約全体の約 98% を占める葬祭事業者を介して利用されています。

システムの利用にあたっては、入力方法など葬祭事業者からのご意見も参考にしながらシステムの管理を行っているほか、専用ホームページを設け斎苑内の利用設備案内などの情報発信をしています。

次にこれら 2 斎苑の運営事業者についてご説明いたします。

まず、こもれび苑の事業手法は、民間事業者が施設を建設し、施設完成直後にセンターに所有権移転し、民間事業者が維持管理運営を行う方式を採用しております。

運営事業者は、湖北斎場 PFI 株式会社、運営期間は、事業契約に基づき令和 18 年 3 月 31 日までの 15 年間としています。

先ほども少し触れましたが、火葬炉を 8 基備えており、1 日 16 件の火葬が可能となっています。また南側と北側のホールに分けて火葬を執り行うことで会葬に来られる方の導線を分けています。

木之本斎苑につきましては、令和 4 年度から閉鎖する今年度末までの 2 年間、指定管理者に株式会社五輪を指定しています。

次に 2 ページ目をご覧ください。

ここでは、令和 4 年度分の火葬実績を記載しております。こもれび苑は、1,863 件、木之本斎苑は 166 件、合計 2,029 件の火葬を実施しておりますが、例年、11 月から 2 月頃に火葬件数が多い傾向にあります。

次に 3 ページをご覧ください。斎苑の運営状況を確認するモニタリングについてご説明いたします。

運営事業者から提供されるサービスが契約等に定められた運営業務を確実に実施しているか、また運営事業者からの提案があった業務が実施されているか確認するため、各斎苑の運営事業者へ毎月モニタリングを実施しています。

モニタリングの実施にあたっては、運営に関する各業務報告書を確認するとともに、運営事業者との対話を通じて、利用者が安全・便利に利用できる施設の水準に保つことを目的としています。

モニタリングの結果、万が一適切な運営がされていないと認められた場合は、運営事業者に改善勧告を行い、改善を求め、累積によって運営委託料の減額をすることになりますが、これまでのモニタリングの結果、こもれび苑、木之本斎苑とも適切に運営されていることを確認しています。

また、斎苑の利用者に対してアンケートを実施しています。

アンケートは待合室やロビーに備えており、アンケートにご協力いただきました方々から

のご意見を、今後のサービスの向上に反映することとしております。こもれば苑につきましては、令和4年度に307件のご意見をいただき、結果といたしましては、満足、やや満足をあわせて99%を超えており、利用者から概ね高い評価をいただけているものと認識しています。

また、令和3年度実績では約313件のご意見をいただき、満足、やや満足をあわせて98%でしたので、来年度以降も高い評価をいただけるよう、運営事業者とともによりよい斎場運営をしていきます。

木之本斎苑につきましては、ご利用の件数も少ないためか回収実績は1件のみとなっておりますが、会葬に来られた際に、ご不明な点がある場合は、丁寧にご案内をするよう努めています。

続きまして排ガス等の分析について、ご説明いたします。

こもれば苑では、公害防止基準等にて規定されているダイオキシン類をはじめとした各項目の基準値を満たしているか確認するため、本年5月31日に排ガス等の分析業務を実施しました。

分析の結果といたしましては、表のとおり全ての項目について基準値内となっており、今後も継続して安心安全な火葬炉の運転管理をしていきます。

分析頻度といたしましては、排ガスは年2回、悪臭、騒音、振動は年1回測定することとしております。

次に今年度末を以て閉鎖する木之本斎苑につきましては、令和6年度に解体工事が実施できるよう現在取り組んでいます。

最後に火葬場での新型コロナウイルス感染症対応についてご説明いたします。

今年5月8日から新型コロナウイルス感染症が感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、国の新型コロナウイルス感染症により亡くなった方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドラインが改正されました。

改正されたガイドライン等を踏まえ、苑内設備のご利用につきましては、現在は、特に制限することはせずにご利用いただいております。

以上、資料3のこもれば苑・木之本斎苑の運営状況について、ご説明を終わります。

議長

事務局からの説明について、委員の皆様から質問をお受けしたいと存じます。何かご質問はございますか。

委員

木之本斎苑が閉鎖されることによって、木之本・余呉・西浅井地域の方がこもれば苑に来られることで、心配されるような問題点はありますか。

事務局

現状こもれば苑と木之本斎苑の2施設を運営しておりますが、伊香地域の方もこもれば苑をご利用されています。また、全体の火葬件数の98%を占めるホール事業者には、木之本斎苑が閉鎖することをこもれば苑のオープン当初からお伝えしており、ホール事業者を通して市民さんに周知できています。そのため、特段移行に障害があると考えておりません。

委員

こもれば苑の周辺地域は雪がかなり積もると思うのですが、こもれば苑の駐車場には消雪設備は付いていないように思われます。これは機械除雪をされているということですか。

事務局

こもれば苑は地下水が出なかった関係上、重機で除雪を行い、一区画に雪を集めて利用者の駐車スペースを確保しています。

委員

運営期間について、令和3年度から令和18年度までの15年間とあります。15年経過してもこもれば苑の建物はまだ使えると思いますが、15年経過したらこの建物は建て替えをされるのですか。

事務局

次の運営事業者を運営期間終了までに選定することになります。15年経過後に建て替えをするということはありません。

委員

24時間の予約受付とありますが、これはオペレーターが24時間体制でおられるのか、24時間ネットで受付ができるのかどちらでしょうか。

事務局

ネット予約による24時間体制となります。

委員

令和6年3月31日をもって木之本斎苑は閉鎖され、令和6年度に解体工事をされると聞いております。斎苑が運営されている間は木之本自治会に援助いただいておりますが、令和6年3月31日でその援助が切れてしまいます。しかし、解体されるまでの半年間以上木之本斎苑は建っております。木之本斎苑の土地は元々木之本自治会の所有ですので、木之本斎苑の建物が残っている間はそれなりの補助をいただきたいとセンターにお願いしているところですが、こういった機会をいただきましたので、お話しさせていただきました。

議長

この話はセンター及び長浜市にお話ししていただいているということで受け止めさせていただきます。

事務局

木之本自治会さんからは昨年度から要望をいただいております、既に回答させているところですが、この度改めて再要望ということで、先日要望書をいただきました。その要望書にはまた改めてセンターと木之本自治会さんとの間で回答をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

事務局

木之本斎苑の所有は長浜市になっており、令和6年3月末を以て長浜市にお返しするというのが本来の手続きです。余呉斎苑と西浅井斎苑もまだ残っておりますので、長浜市との協議により解体はセンターでさせていただきますが、木之本自治会の要望については長浜市で対応していただければと考えております。

センターから自治会にお支払いさせていただいている報償費は火葬をしているという行為に対してのものです。今回は跡地処理ということですので、長浜市でご対応をお願いします。

委員

解体工事が完了するまで、自治会が土地を貸していることと同じであるため、報償費をお支払いしていただきたい。

議長

センターと長浜市の課長間での話も既にされているとのことですので、そのあたりの課題も整理させていただきます。

委員

こもれび苑の出入り口付近で中学生と出入りしている車両が接触しそうになった事例があったと聞いており、長浜市に交通安全を要望させていただきました。回答としては、運営事業者に安全に務めるように指導するということでしたが、接触しそうになった具体的な内容については把握していないのですが、車両がこもれび苑から出る時にパトライトが回るなどの目に見える形で対策を考えていただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

事務局

運営事業者には一旦停止の遵守を徹底するようモニタリングで指示しております。あってはならない事故を防ぐよう、できることから取り組んでおります。

議長

以上で、本日予定しておりました議事の説明が終了しました。

6のその他として、ほかにご意見、ご質問がありましたらお願いします。

特にないようですので、管理運営委員会の議事を終わらせていただきます。それでは、会議の進行を事務局にお返しします。

事務局

議長、ありがとうございました。

最後に本日委員の皆様には、斎苑管理運営委員会に関しましてご審議を賜り誠にありがとうございました。委員のみなさまからいただきました、貴重なご意見を、今後の斎苑の管理運営に役立たせていただきます。

それでは、これを持ちまして、本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。お気をつけてお帰りください。